

2025 年度 唯物論研究協会 第 48 回総会・研究大会

プログラム・レジュメ集

2025 年

11 月 8 日（土）・9 日（日）

於：北海学園大学 豊平キャンパス 8 号館

開催形式：対面

※シンポジウムの報告部分については録画し、後日会員向けに公開します。その他でも可能なものについては公開予定です。

【開催形式・特別講演】

開催形式は対面ですが、シンポジウムの報告部分については録画し、後日会員向けに公開します。その他でも可能なものについては公開予定です。

また、今回は通常の会場に加え、特別講演が行われます。講演者には、朝鮮人強制連行犠牲者の調査・遺骨発掘と真相究明に取り組んでこられた殿平善彦さんをお招きします。奮ってご参加ください。

タイトル：

「和解と平和の森－北海道・朱鞠内で戦時下強制労働犠牲者の遺骨を掘る」

講演者：

殿平善彦氏(NPO 法人東アジア市民ネットワーク代表理事、一乗寺住職)

事務局

【唯研大会・事前振込のご案内】

ニューズレター153 号、154 号でもお伝えしたように、今大会では参加費をいただくことになりました。会場受付での支払いも受け付けますが、効率的な運営のため、できるだけ事前のお振り込みへのご協力をお願いいたします。

つきましては、下記の案内の通り、①参加登録フォームへのご回答(<https://forms.gle/GZVmbQKJZh86v7Az7>)、またはメールでの参加確認、②資料代および懇親会費をご確認のうえ、合計金額を振込先までご送金下さい。

資料代：**2000 円**(一般会員)、**500 円**(院生・退職者割引会員、OD 割引会員、非会員)

※ただし終身会員および学生は、資料代については無料。

※懇親会費：5000 円

振込先：三菱 UFJ 銀行 春日町支店(062) 普通 0982421 ニイダトモユキ

※年会費およびカンパの送金先とは異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

※振込依頼人名が正しいことをご確認下さい。恐縮ですが、振込手数料はご負担下さい。

※領収書は、大会来場時に受付でお渡します。

事務局次長 新井田智幸

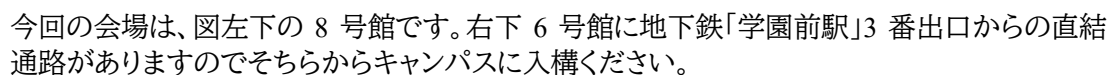
北海学園大学 豊平キャンパスへのアクセス



●周辺路線図 (<https://www.hgu.jp/about/access.html>)

下図中央「豊平キャンパス」で行ないます。





●最寄り駅からの時間など

札幌中心部から

地下鉄東豊線「さっぽろ」駅または「大通」駅で福住行きに乗車

↓

「学園前駅」下車（3 番出口直結）

（乗車時間「さっぽろ」駅から 6 分、「大通」駅から 5 分）

地下鉄南北線「中の島」駅・「平岸」駅から

各駅から徒歩で約 15 分。

じょうてつバス平岸線[環 56]（各駅前先廻り）に乗車し、「学園前駅」下車。

（乗車時間「中の島駅前」から約 8 分、「平岸駅前」から約 5 分）

新千歳空港から

新千歳空港連絡バス（中央バス・北都交通）「札幌都心行き」に乗車

↓

「福住」駅下車（乗車時間約 50 分）。

↓

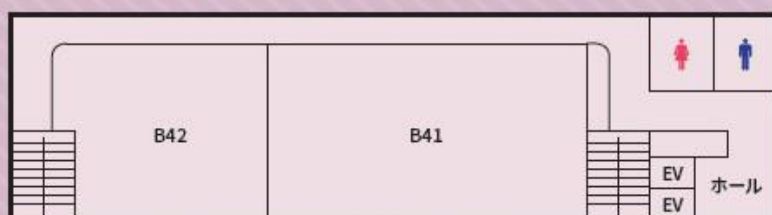
地下鉄東豊線に乗り換え、「学園前」駅下車（乗車時間約 7 分）。

会場・教室図



8号館

▶ 4F



▶ 3F



▶ 2F



▶ 1F



1 日目 (11 月 8 日)

- ・ テーマ別セッション B211 (zoom 併用)
- ・ 総会・シンポジウム 4 階 B41
- ・ 会員控室 4 階 B42

2 日目 (11 月 9 日)

- ・ 個人研究発表 B211, B212, B213
- ・ ラウンドテーブル B211, B212, B213
- ・ 分科会 B211, B212
- ・ 会員控室 B201, B202

(当日は会場ごとに掲示物を貼りますのでそちらも参照ください。)

唯物論研究協会 第48回総会・研究大会 プログラム・レジュメ集

今年度の大会につきまして、
会場は北海学園大学・豊平キャンパス8号館です。
今年度は対面開催となります。
(※シンポジウムの報告部分については録画し、後日会員向けに
公開します。その他でも可能なものについては公開予定です。)

内容

【プログラム】	- 9 -
テーマ別セッション	- 12 -
特別講演	- 13 -
シンポジウム趣意書	- 14 -
シンポジウム報告要旨	- 18 -
個人研究発表要旨	- 28 -
分科会要旨	- 35 -

【プログラム】

— 1 日目： 1 1 月 8 日（土） —

9：30～12：00 《テーマ別セッション》
環境思想部会（対面・オンラインのハイブリッド開催）

12：30～13：50 《総会》

14：00～15：00 《特別講演》
和解と平和の森－北海道・朱鞠内で戦時下強制労働犠牲者の遺骨を掘る

講演者：殿平善彦氏
（NPO 法人東アジア市民ネットワーク代表理事、一乗寺住職）

15：10～18：10 《シンポジウム》
戦後民主主義が見たもの／見てこなかったもの——
記憶と黙殺の 80 年を問う

佐々木啓（東洋大学）
「日本人徴用工の戦後史——語られる体験／語られぬ体験」
中野敏男（東京外国語大学）
「継続する植民地主義と合理的社会科学——植民地主義に参与する歴史を断ち切るために」
日暮雅夫（立命館大学）
「勃興する権威主義——批判理論から見た戦後民主主義」

司会：鈴木宗徳（法政大学）

（◎懇親会 19:00（予定）～）

— 2 日目： 1 1 月 9 日（日） —

10：00～12：00 《個人研究発表》
第 1 会場

小池直人（岡崎女子大学・非常勤） 10:00～10:30
グルントヴィの歴史—詩的ヴィジョン

市井吉興（立命館大学） 10:30～11:00

スポーツを「犯罪化」するポリティクスとは？：スポーツ犯罪学からのアプローチ

堀祐輔（立命館大学・院） 11:00～12:00

余暇開発センターの解散と地域共生社会：「時間とは 幸せとは：自由時間政策ビジョン」再論

第2会場

木戸口正宏（北海道教育大学） 10:00～11:00

若者たちは「就職氷河期」をどのように経験したのか——2000年代における若者たちの移行経験からみる「就職氷河期世代」という捉え方の意義と課題——

志田圭将（北星学園大学・院）・小島雅史（横浜国立大学・非常勤） 11:00～12:00

反－表象主義の倫理概念と権利観——発達をめぐる議論との関わりから——

第3会場

村下慎一（立命館大学・院） 10:00～11:00

「文明化」概念とその課題：ノルベルト・エリアスとマックス・ヴェーバーとの対話

早野禎二（東海学園大学） 11:00～12:00

現在日本における学と知の危機—フランクフルト学派の理論と思想の視点から—

12:15～13:15 《ラウンドテーブル》

☆「お隣の非正規公務員——地域を変える、北海道から変える」

川村雅則（北海学園大学）

☆若手研究者企画

☆地方短大の現状

13:30～16:30 《分科会》

第1分科会：地方部における青年のキャリア形成をいかにとらえるのか

報告：上原慎一（北海道大学）・山田愛子（北海道大学・院）

北海道における進路状況の変動について（共同報告）

丹田桂太（大分大学）

あらためて「ノンエリート青年」研究の意義を問い直す—「地方の若者」論に着目して

司会：杉田真衣（東京都立大学）

第2分科会：マルクスにおける人間と社会～実践的唯物論と物象化論の視点から

報告：渡辺憲正（関東学院大学・名誉教授）

マルクスの物象化論と唯物論

高田純（札幌大学・名誉教授）

実践的唯物論の射程と限界「フォイエールバッハ・第一テーゼ」をめぐって

司会：蓑輪明子（名城大学）

11月8日（土）報告要旨
《テーマ別セッション》 9:30-12:00

環境思想部会

《特別講演》 14:00-15:00

「和解と平和の森ー北海道・朱鞠内で戦時下強制労働犠
牲者の遺骨を掘る」

殿平善彦氏

（NPO 法人東アジア市民ネットワーク代表理事、一乗寺住職）

《シンポジウム》 15:10-18:10

「戦後民主主義が見たもの／見てこなか
ったもの——記憶と黙殺の 80 年を問う」

趣意書

報告要旨

佐々木啓（東洋大学）

日本人徴用工の戦後史——語られる体験／語られぬ体験

中野敏男（東京外国語大学）

継続する植民地主義と合理的社会科学
——植民地主義に参加する歴史を断ち切るために

日暮雅夫（立命館大学）

勃興する権威主義——批判理論から見た戦後民主主義

《テーマ別セッション》
環境思想部会

テーマ別セッション
環境思想部会

※オンラインと対面を併用して開催します。

「和解と平和の森－北海道・朱鞠内で 戦時下強制労働犠牲者の遺骨を掘る」

殿平善彦氏

(NPO 法人東アジア市民ネットワーク代表理事、一乗寺住職)

《講演趣旨》

今から 49 年前の 1976 年、北海道・朱鞠内で戦時下の強制労働犠牲者の調査が始まりました。私たちの調査は笹ヤブの下に埋められた犠牲者の遺骨発掘に至り、1997 年からは日本人、韓国人、在日コリアン、アイヌの青年たちが共同で遺骨を発掘し、遺族を探して遺骨を届け、対話しながら友情を交わす「東アジア共同ワークショップ」へと発展していきました。ワークショップの集いは 30 年になろうとしますが、人々の出会いは続き、今日まで、さまざまな困難を越えて越境する友情を育ててきました。

昨今の日本社会に外国籍の人々への排外主義やヘイトスピーチがはびこるようになりました。大日本帝国が終焉を迎えて 80 年になりますが、私たち日本社会が植民地主義を克服できないまま過ごしてきた結果ではないかと思われまます。

東アジア共同ワークショップに集う人々は強制労働犠牲者の遺骨の会うことで、分断と差別によって阻まれてきた出会いを朱鞠内で実現し、日本社会が無視してきた過去に向き合い、トランスナショナルなネットワークを維持、発展させてきたのでした。

2020 年、死者の位牌が残され、発掘した遺骨を安置してきた古い寺院「光顕寺」を改装して公開してきた「笹の墓標展示館」が雪の重みで倒壊しました。再建が日本各地や世界に呼びかけられ、6000 万円をこえる募金が集まり、2025 年 9 月「笹の墓標強制労働博物館」として朱鞠内の地に甦りました。博物館には日本各地や韓国のみならず、世界から訪問者がやってくるようになりました。博物館とその敷地には歴史展示と共に様々なモニュメントや施設がつくられています。朱鞠内のこの場を私たちは「和解と平和の森」と名付けました。植民地主義を越え、東アジアに和解と平和を育てる明かりが灯されています。これからも多くの人々の応援で希望のともし火を灯し続けていきたいと願っています。

《シンポジウム》 「戦後民主主義が見たもの／見てこなかった もの——記憶と黙殺の80年を問う」

【趣意書】

戦後80年の節目に

2024年、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞した。ウクライナ侵攻を続けるロシアが核兵器の使用をちらつかせ、世界の防衛費が過去最高額を記録した現在、今こそ被爆者の声に耳を傾けなければならないという訴えは重く響いてくる。「唯一の戦争被爆国」を自任する日本政府が3月の核兵器禁止条約の締約国会議への参加を見送ったとき、日本被団協の田中熙巳代表委員が「情けない」と言って批判したことは、大きく報道された。核兵器廃絶と軍縮を進め、世界各地の侵略や虐殺を止める声を広げてゆく上で、今回の受賞の意義は小さくない。

日本被団協の受賞に関する報道でもうひとつ注目されたのが、戦争世代が高齢化するなか、記憶の風化をいかに食い止めるかという論点であった。広島・長崎の原爆だけでなく沖縄戦や東京大空襲についても、インタビュー記録のアーカイブ化や語り部の継承・育成といった事業が各地で進められている。しかしその一方で、「8月ジャーナリズム」という言葉があるように、ややもすれば戦争や敗戦の報道は定型化され、悲惨な戦時下と明るい戦後を対比的に捉え、結果として戦後復興と民主化を無条件に良いものであったと描く傾向も見られる。あらためて問われるべきは、私たちはあの戦争と戦後の何を見てこなかったのか、そしてそれが戦後民主主義と戦後社会にどのような影響を与えたのか、である。

語られなかった戦争と戦後

戦争を記憶することが何らかの「語り＝ナラティブ」を前提とするならば、まずは、語られなかったもの、そして語り得なかったものとは何かについて押さえておく必要がある。

先の大戦は各国で総力戦体制が敷かれ、前線に送られる兵士だけでなく、それを銃後で支える労働者、女性、子どもまでもが大量に動員され、軍需工場や鉱山で過酷な労働に従事した。さらに満蒙開拓移民が農村からも都市からも動員され、青少年義勇軍も組織された。敗戦による引き揚げと残留孤児にまで繋がるこうした問題は、帝国日本が支配したあらゆる地域に傷跡を残したにもかかわらず、それらが十分に語られてきたとは言えない。

そして、植民地責任が清算されず、むしろ旧植民地出身者に対する統治が継続された点も見過ごすことはできない。1952年、サンフランシスコ講和条約が発効するほんの数日前、かつて帝国臣民であった植民地出身者は法務府による一通の通達によって国籍を奪われ、無権利状態に置かれることとなる。そして、朝鮮人が大量虐殺された1920年代と変わらない、体制を脅かしかねない治安管理的対象と見なされる状態が長く続い

《シンポジウム》

「戦後民主主義が見たもの／見てこなかったもの——記憶と黙殺の 80 年を問う」

たのである。朝鮮人・中国人の強制連行の個人賠償は認められず、元日本軍「慰安婦」の女性たちが告発の声を上げたのは、90 年代になってからである。彼女ら・彼らに語ることを許さず、耳を貸すことも少なかったことについて、十分に反省がなされたとは言えない。昨年のノーベル平和賞受賞の時も、広島・長崎で被爆した朝鮮人についての報道は、ごくわずかであった。

戦後民主主義の出発点／戦後企業社会のなかでの戦争体験の表象

1946 年に発布された日本国憲法は、1945 年の国連憲章に盛り込まれた「すべての加盟国は、[...] 武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならない」（第 2 条 4 項）という理念をいち早く採り入れた点で、戦争違法化の歴史のなかで輝かしい意義をもつ。しかしその一方、例えば第 13 条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、[...] 最大の尊重を必要とする」については、その主語「すべて国民は...」が、元となる GHQ 草案では「すべて自然人は（All natural persons）...」だったのであり、日本政府が外国人を権利保護の対象から意図的に排除しようとしたことが理解できる。

主権在民をうたう憲法とともに始まった戦後民主主義は、外国にルーツをもつ居住者を慎重に消し去ることによって成立し、これは、教育の義務（第 26 条）を「国民」のみに認め定住外国人に認めないという古くて新しい問題にまで繋がっている。そう考えてみれば、戦後民主主義がその出発点で見落とした論点とは、決して保守反動勢力のみにその責任を帰すべきものではなく、むしろファシズムを克服し市民社会が成熟することを願ってきたリベラル派においても、そこで言われる「市民」が狭く限定されていたことを示しているのである。戦禍の記憶がまだ生々しかった頃、戦後民主主義は軍拡や日米安保に抵抗する点で成果を挙げてきたものの、それは必ずしも侵略と植民地支配への反省が十分であったことを意味するものではなく、むしろ戦後も産業予備軍を「動員」する論理を一貫して継続させてきたと言うこともできる。

戦後民主主義において反芻されてきた戦争体験の表象は、多くの場合「前線＝男性／銃後＝女性」という性別役割分業を前提にしてきた。前線に送られた兵士の体験は一貫して注目され、男性的な精神主義とその帰結である戦争トラウマについても近年その実態が明らかになりつつある。銃後の女性たちの戦争表象についても、国防婦人会や女子挺身隊など、様々な角度からクローズアップされてきた。しかし、銃後で労働に従事した男性や、国民義勇隊に組織された女性の体験は、具体的なイメージを結ばないまま現在に至っている。そうした事情の背景には、戦後企業社会の基礎となる、労働運動側の意識を含んだ生活給思想にもとづく男性稼ぎ主モデルがあり、戦前・戦時からのジェンダー規範の継続があったと考えられる。「戦争体験の継承」について考える時、顧みられなかったものは何であったのか、それがなぜ顧みられてこなかったのかをあらためて検証する視座が求められよう。

戦後啓蒙としてのドイツ思想をふり返る

戦後の語りをとらえ直し戦後民主主義を再考するという課題は、他の先進諸国にも共通している。例えば、移民・難民の排斥、権威主義的ポピュリズムの台頭、そして反知性主義と感情に基づく政治がもたらす社会の分断といった現状は、戦後のリベラルな言

《シンポジウム》

「戦後民主主義が見たもの／見てこなかったもの——記憶と黙殺の 80 年を問う」

説において主張された「啓蒙的理性」に限界が見えはじめたことを意味している。J・ハーバーマスが行為遂行的な実現を追い求めた「コミュニケーション的合理性」という理想は、いわば後退を迫られる局面にある。

戦後ドイツはナチズムを克服すべく、歴史教育を充実させ、庇護権（政治的被迫害者の滞在権）を寛容に認めてきた。しかしドイツは移民・難民の社会統合につねに困難を抱え、東西統一と EU の拡大・深化が新自由主義的グローバリズムを加速させた結果、国内では底辺労働者の、欧州ではギリシャなどの周縁化を進め、分断を深刻化させている。国境を越えたコミュニケーションによる民主的統治の理念は上層リベラルのイデオロギーと化し、そこに属さない者たちのルサンチマンを亢進させる機能を果たしている。こうした状況下で、近代西欧が見出した自然権の理念をあらゆる境界を超えて拡張し普遍化することを目指したはずの啓蒙的理性は、植民地主義の犠牲を顧慮せず、むしろ西欧中心主義を擁護しているとの疑念が、あらためてリアリティを持つようになった。

加えて、語ることでできなかったあらゆる少数者の「承認」を目差す政治が、むしろ分断や対立を際立たせるアイデンティティ・ポリティクスに転化していると批判されている。「再分配」の政治を立て直すとともに、ルサンチマンの素地にある「権威主義」に対抗することもまた、80 年にわたる「戦後」を超えてふたたび課題となっている。

今回のシンポジウムでは次の三つの論点について、それぞれの報告者から問題提起をお願いしている。第一に、銃後で徴用工として動員された日本人男性について、その体験の特徴と戦後における語られ方を検証すること。第二に、戦中からの連続性のなかで戦後知識人が構想した民主化と近代化とは何であり、彼らの視界に植民地支配がどのように映っていたかを考えること。第三に、フランクフルト学派を中心に戦中から現代までのドイツ思想をふり返り、自律した個人の理想を掲げた戦後思想が、なぜ権威主義の復活を許してしまったのかを検討すること。これらの論点を通して、この 80 年をふり返りながら「記憶」と「黙殺」の問題圏について議論したい。

【報告者・タイトル】

佐々木啓（東洋大学）

日本人徴用工の戦後史

——語られる体験／語られぬ体験

中野敏男（東京外国語大学）

継続する植民地主義と合理的社会科学

——植民地主義に参与する歴史を断ち切るために

日暮雅夫（立命館大学）

勃興する権威主義

——批判理論から見た戦後民主主義

司会：鈴木宗徳（法政大学）

《シンポジウム》

「戦後民主主義が見たもの／見てこなかったもの——記憶と黙殺の 80 年を問う」

日本人徴用工の戦後史
——語られる体験／語られぬ体験——

佐々木啓 Kei Sasaki

東洋大学文学部

1. 変化する戦争体験

戦後 80 年を経て、戦争体験者の数はいよいよ少なくなってきた。「戦争の本当の怖さを知る人びと」がいなくなることについて、しばしば不安の声が聞かれる。しかし戦争体験は、体験者個人だけでなく、その社会で集団的に構成されるものであり、時代の変化のなかで書き換えられるという特徴を持っている。戦後、自身の戦争体験をほとんど語らなかった人が、あるきっかけから重い口を開いたという話はよくあるし、被害だけでなく加害の体験を重視しようという動きが、1980 年代から社会レベルで広がったことはよく知られている。同時代の課題と向き合いながら、戦争体験は常に問い直されてきたのであり、体験者がいなくなったとしても、それだけで戦争体験が社会から消滅することにはならない。戦争という過去の事実を知る限り、残された非体験者たちは、意識的にせよ無意識的にせよ、集団的記憶としての戦争体験の形成者の一人となる。

この四半世紀を振り返ると、グローバリゼーション、ジェンダー秩序の変容、新自由主義などの新しい条件が、戦争体験の問い直しを促してきたように思われる。グローバリゼーションはネイションの境界への意識化を促し、ジェンダー秩序の変容は自明視されてきた戦争のなかの性別役割分担を問い直すことを促し、新自由主義は、分断された個の物語の復権を促した。戦争体験といったときに想起されるものは、刻々と変化しつづけている。

本報告は、こうした前提に立ち、戦後日本社会が、どのように戦争体験を語ってきたのかをあらためて振り返る。具体的には、「日本人徴用工」という存在を軸として、戦争体験との向き合い方とその課題について、提示することにした。

2. 「徴用工」とは誰のことか？

「徴用工」というと、おそらくほとんどの場合朝鮮人の戦時強制動員被害者のことが想起されるだろう。だが、「徴用工問題」が目される前、そのような徴用工の定義は必ずしも一般的なものではなかった。徴用工とは、国民徴用令に基づいて動員された者一般を指す用語であり、戦時期においても、戦後においても、日本社会では同じように使用されてきた。国民徴用令は、朝鮮人のみを対象としたわけではなく、動員された者の大多数は日本人であった。さらに朝鮮人の強制動員被害者は、国民徴用令以外の手法で動員された者がむしろ多数を占めていたと考えられる。

こうした語彙の変化は特に問題視することではないのだが、なぜ徴用工の意味が近年日本社会において急速に変化したのかについては、考える必要があると思う。それは、徴用工という存在とその体験とが、「日本人の戦争体験」の一環として位置づいてこなかったことと関係しており、だからこそ戦後日本社会の特質がそこに反映していると思われるからである。国民徴用令に基づいて軍需産業に動員された徴用工は、敗戦時の段階で 600 万人を超えていたが、そのうち、工場事業場の外部から動員されてきた新規徴用工は、約 161 万人であり、全員が男性であった。彼らの戦争体験とその語られ方を見つ

めることで、戦後日本の戦争体験の特徴を照射していきたい。

3. 日本人男性新規徴用工の戦争体験をどう見るか

総力戦は国家の支配下にあるあらゆる人員を巻き込んで展開されるので、同時代を生きた人びとは民族や性別、年齢などを問わず皆何らかのかたちで戦争と関わった。一人ひとりの体験者の置かれた境遇は異なるので、彼／彼女らの体験の内容を一概にまとめることは難しい。集団的記憶としての戦争体験は、そうした個別性の蓄積によるだけでなく、その時代の文脈のなかで、独自に濃淡や強弱が現れる。したがって、戦争体験として注目されてきた事柄は、時期によって異なるが、一貫して中心を占めてきたのは軍隊の体験であり、さらに空襲や戦時の窮乏生活、勤労動員に疎開体験などが多く語られてきたといえる。集団的記憶としての戦争体験は、前線で男性が戦い、銃後は女性が守る、というジェンダー観など、同時代の支配イデオロギーと深くかかわりながら構成されてきた。

本報告の対象である銃後で働く日本人新規徴用工の体験は、こうした枠組みのなかには位置づけられにくいものであった。戦時にあっては、軍人・兵士として生命がけで戦う男性こそが「あるべき姿」として称揚され、男性ヒエラルキーにおいても上位に位置づけられた。また、戦前社会にあって「職工」はしばしば蔑みの対象とされ、その社会的地位はきわめて低かった。軍人・兵士として戦場に赴かず、銃後で徴用工として動員されることは、社会的地位の零落と受け止められ、徴用によって十分な収入が得られず「家族を養うこと」ができないことは、「男性家長」として失格というふうに見られた。『社会運動の状況』をはじめとする戦時期の史料を紐解いてみれば、徴用工の労働意欲の低さや「不良」ぶりが語られることはきわめて多い。だからこそ、国家は彼らに「応徴士」や「産業戦士」という呼称を付与し、その名誉を称えることを試みたのであった。

戦後、徴用解除された男性たちは、その体験をあまり語らなかった。軍人・兵士たちの体験記録が多数発行されていくのに対し、約 161 万人の新規徴用工の体験記録はきわめて限られている。当事者の記録だけではない。映画やドラマ、小説、漫画などで徴用体験を主題にしたものはほとんどない。女子挺身隊や学徒勤労動員の記憶が語られる一方、徴用工たちの体験は、集団的記憶に含まれないか、あるいはきわめてマージナルな位置に置かれたといえる。一方、1970 年代以降は日本の加害への関心も次第に高まり、朝鮮人・中国人強制連行の掘り起こしが進められていった。その劣悪な環境や差別的な待遇が明らかになり、戦後補償の問題がクローズアップされていくなかで、日本人徴用工の姿は逆に不可視化されていくことになる。

こうして日本人男性徴用工の体験はほとんど顧みられることなく「風化」してきた。報告では、まず少ないながらも刊行されているいくつかの体験記録から、徴用工の体験を当事者がどのように位置づけてきたのかを読み解く。そして、戦中から戦後の企業社会へと立ち至る男性性の連関との関係のなかで、この徴用工の戦争体験に対する認識のあり方を考える。さらに、なぜ徴用体験がこのように顧みられないまま今日に至るのか、戦後の歴史学の展開をふまえて考える。徴用をレーニンのいう「全般的労働義務制」の一環としてとらえる 1960～70 年代の加藤佑治の研究を除けば、戦後の歴史学で徴用を主題とする研究はほぼ皆無であった。その背景を探るとともに、いま徴用工の視点から戦時と戦後の戦争体験を探ることの意味について考えてみたい。

《シンポジウム》

「戦後民主主義が見たもの／見てこなかったもの——記憶と黙殺の 80 年を問う」

継続する植民地主義と合理的社会科学 ——植民地主義に参与する歴史を断ち切るために——

中野敏男 NAKANO, Toshio

東京外国語大学

「戦後 80 年の節目」を意識して開催される本シンポジウムは、「記憶と黙殺の 80 年を問う」としてその主題の核が示されている。と考えると、この「戦後」の「黙殺」を思い起こそうとすると、その焦点の一つに近代日本の「植民地主義」という問題が座るのは間違いないだろう。思えば、この「戦後」が前提にする昭和 20 年までの「戦時」について、日本が関与した植民地主義と侵略戦争での加害の事実が想起され、その被害が訴えられて戦後補償を求める訴訟案件にもなっているのは、その昭和という時代が終焉した 1990 年代になってからのことだった。それまで半世紀にもわたる期間、それはまさに「黙殺」されていたのであり、そのことがようやくこの時期になって一部問題化したのである。

このような長期の「黙殺」については、おそらくその意味を二つの側面から考えなければならぬだろう。そのひとつは、そうした「黙殺」が押し潰してきたに違いない事実としての植民地主義の継続のことである。問題が事実としては続いていると見るからこそ、そこに「黙殺」があるとされるのだ。そしてもうひとつは、その「黙殺」に関わる当事者の問題である。「戦時」には植民地主義と侵略戦争について、その当事者は確かにいた。そしてその当事者が「戦後」にも続いてなお当事者であるというのなら、それは単なる「黙殺」というより、その当事者をもって現在の行方が問われる思想問題の継続であるはずである。

そこで本発表では、まずは植民地主義の担い手となった当事者の検討からはじめて、それが担った植民地主義の継続という問題を考えていこうと思う。この全国唯研という場であれば、「当事者」として考える対象として、軍人や政治家よりは学問を事とする「社会学者」を例にとるのがより身近で切実であろう。ここではその学問のあり方を問いたい。

I 合理的社会科学の理想とその戦時翼賛 ——大原社研という企ての行方

発表の前段は、戦間期(大正期)に始まった合理的社会科学としての経済学確立への営みと、それが戦時期になって時の戦争政策への翼賛に進んでいく姿、とりわけそれがよって立つ思想的立場においてやがて植民地主義の推進を肯定し参与していく回路を検討する。

日露戦争を契機にして産業化が急速に進んだ日本では、社会認識においても実務においても経済に関する知見がいよいよ深く問われるようになって、合理的な社会科学としての経済学の確立とその場としての自立した経済学部設立を求める動きが起こっていた。その先頭にたった東京帝国大学ではそのため 1919 年に経済学部を発足させたのだったが、その発端で或る筆禍事件に巻き込まれ中心メンバーが退職を余儀なくされて構想は挫折する。そして、それを代替するように成立したのが大原社会問題研究所であった。

大原社研は、そのような成立の経緯から、合理的社会科学を日本に根付かせるという

学問的営みの先頭に立つという自負をもって活動を開始したと認めてよい。この観点から大原社研では、その創立以来、労働問題・社会事業などの社会問題に関わる研究と調査を持続的に遂行し、またとりわけ海外の社会問題に関わる最新研究の調査と翻訳事業を推進して、この方面で日本の社会科学研究を牽引したと言える。とりわけ、創立以来ずっと毎年続けている『日本労働年鑑』の刊行はこの方面の状況を確認する参照拠点となり続けたし、また完成には至らなかったが『マルクス・エンゲルス全集』日本語版の大企画はこの研究所の力量を示して余りあるものであった。

そこで立ち入って考えたいと思うのは、この研究所が 1930 年代後半以降の日本の戦時に示した活動態度についてである。この時期に大原社研は、多くの所員の協力をもって、時あたかもドイツで権力の頂点に立っていたナチスについての研究を進めている。しかもそれは、ファシズム体制としてのそれを批判するのではなく、むしろ積極的に学ぶべき存在として取り上げるという形であった。すなわち、これは時局批判というより、積極的な時局へのコミットであると理解しなければならない。このような活動態度について、研究所を代表する形で森戸辰男はつぎのように述べている。

「国家の危急存亡の秋、社会科学研究所も亦時局に適応し国策の線に沿うてその科学と理論とを以て国家国民に奉仕すべきはいふまでもない。しかしそれは何よりまづ国家国民が謂ゆる百年の大計の上から真実に必要とするところのものを成就すべきで、世人が単に瞬間的感興からのみ喝采するところのものを寄与することに尽きてはならぬのである。」(森戸辰男「科学研究所論」1939)

まさに時局への「適応」宣言であるが、この研究所の姿勢は戦局の煮詰まりと共にさらに進み、植民地主義そのものを遂行する「重商主義」についても、それが「非人道的な一面」を持ちながら、帝国の膨張という「目的には叶っている」と積極的に認めるまでに至っている。すると、このような思想態度が、研究所全体の意思として承認され、しかもそれが研究所の素志である合理的社会科学と矛盾せず、社会主義への志向とも矛盾しないと見なされたのはなぜだったのか。前半では、その学問思想の論理を追跡し確認したい。

Ⅱ 戦後経済政策論における植民地主義の継続

そのうえで、後半で追跡したいのは、「戦時」にアジアに拡張する形で展開した日本の植民地主義が、「敗戦」という決定的な挫折を味わいながら、しかしその経済政策思想の基軸において事実として継続したこと、そしてその重要な担い手として戦時には大原社研にも関わった大内兵衛や有沢広巳などの経済学者たちが重要な役割を果たしたこと、である。

1945 年 8 月 16 日 当時の大東亜省の総務局長室では、戦後経済復興問題研究会の第一回会合が開かれている。これが大東亜省廃止にともない外務省調査局所管特別調査委員会として審議を進めるのだが、この審議によりまず確認されたのは敗戦ゆえに生ずる「経済的困難」についてベースとなる共通認識であった。そこで委員会は当面する政策課題を、「資源」、「市場」、「人口問題」、の三点にまとめている。と確認すると、これらの点は、「戦前」の日本が帝国主義としてアジアに覇権を求め植民地主義を展開する際にその政策を導く関心の核にあったものと同一であると気づかされよう。すなわち「戦後」の経済政策は、植民地主義を駆動したのと同じ政策課題を継続して意識しつつ始動している

《シンポジウム》

「戦後民主主義が見たもの／見てこなかったもの——記憶と黙殺の 80 年を問う」

わけである。しかもその政策の実質からしても、日本の敗戦直後の経済を規定した三つの政策局面、すなわち①傾斜生産方式、②「ガリオア・エロア」というアメリカからの経済援助受け入れ、③朝鮮特需と続いたそれらは、資源と市場と人口の解決を求めるといふ政策課題に対応する性格を持っていた。

と考えると、日本の戦後経済政策は、実は植民地帝国の戦時の課題をそのまま引き受けつつ始動しているのだと分かる。しかもそれらの経済政策の策定についても、その担い手の戦時からの連続性が認められるわけだ。この事実が「黙殺」されてきたということだが、それは「戦後」の日本経済をどのように性格づけているのか、後半ではそのことを検討することにしたい。ここに「戦後 80 年」を、「戦時の 20 年」とつなげる「昭和 100 年」の見通しで理解する核心があると考えられるからである。

《シンポジウム》

「戦後民主主義が見たもの／見てこなかったもの——記憶と黙殺の 80 年を問う」

勃興する権威主義 ——批判理論から見た戦後民主主義—— 日暮雅夫 Higurashi, Masao 立命館大学

1. フランクフルト学派の権威主義批判

権威主義とは最近、アメリカ、西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、イスラエル等の国々で起きている事態を指す。その特徴は、カリスマ的リーダーの存在、移民・マイノリティに対する不寛容、民主主義制度に対する批判、民衆の側の権威に対する依存等である。この権威主義を総体において捉えようとした思想グループとして、フランクフルト学派がある。彼らが明らかにした権威主義的国家の特徴とは、支配的グループが政治的に国家権力を握り、その計画を技術的合理性の立場に立つ科学的管理によって実施することであった。

2. ハーバーマスと歴史家論争

学派第二世代と言われる J.ハーバーマスは、1980 年代に、E.ノルテらの歴史修正主義者たちと「歴史家論争」を行った。ノルテらは、ホロコーストに対してスターリニズムの犯罪を持ち出してドイツの戦争責任の相対化と免罪を諮るが、それに対してハーバーマスらは、ホロコーストの「唯一無二性」と「比較不可能性」を主張して対抗した。この論争の中でハーバーマスが明確にしたことが何点かある。第一に、戦後生まれのドイツ人も「戦後責任」を引き受けねばならない。なぜなら、後から生まれた者であっても、アウシュヴィッツを可能とした歴史環境と繋がっておりそれによって私たちは今日あるものになったからである。第二に、ドイツ人には、彼らの手で虐殺された人々の苦悩への追憶を目覚めさせておく義務、アナムネーシス（想起）の義務がある。これは、「想起の文化」と言われ定着することになる。第三に、ドイツ人はこの追憶を中核に置く「ポスト伝統的なアイデンティティ」のみを持ちえ、普遍主義的な憲法原理への信念に基づく忠誠である憲法パトリオティズムのみを持ちうる。

このハーバーマスの姿勢はドイツの戦後民主主義を代表し、ドイツに新たな政治文化をもたらすものと思われた。しかし、1990 年のドイツ再統一後、新たなナショナリズムが隆起するなかで、異なる文脈に置かれることになり、新たな論争が生じた。それが「歴史家論争 2.0」である。

このコンテキストが明るみに出たのは、2020 年のカメルーンのアシル・ンベンベの芸術祭ルール・トリエンナーレ招聘拒否事件であった。自由民主党の L.ドイッチェが公開書簡でンベンベはイスラエル批判運動を支持していると非難したことがきっかけであった。それに対して歴史家 J.ツィムメラーは、比較不可能性と唯一無二性の主張がホロコーストの非歴史化をもたらし、新版ドイツナショナリズムを強化し国家犯罪を隠蔽していると主張した。さらにダーク・モーゼスも「ドイツ・カテキズム（教理）」を発表し、ドイツでは 5 か条からなる教理が支配し、ホロコーストの比較可能性を否定することによって、それに先立つ植民地主義の問題と関連させることができなくなっているとした。それらに対してハーバーマスは 2021 年にコメント「新たな歴史家論争」において、ホロコーストの「唯一無比性」は譲らないが、比較可能性を認め、特にドイツの植民地主義

は国民の政治的利害の「重大な拡張」であったとした。それは、翌年のシュタインマイヤー大統領の民族博物館での講演にも大きな影響を与えた。ここで、ハーバーマス等の「想起の文化」は前進し、19 世紀ドイツの植民地主義における虐殺等にまで拡大されることになったのである。

しかし、事はそれでは終わらなかった。周知のように、2023 年秋にパレスティナのハマスがイスラエル国民を殺害し人質に取るという事件をきっかけにイスラエル・パレスティナ戦争が起こった。その際ハーバーマスは、R.フォアスト、K.ギュンターらとともに「連帯の諸原則」を発表した。そこでは、否定されてはならないいくつかの原則として、ドイツにおけるユダヤ人とイスラエルとの正しく理解された連帯の基礎があるとされ、イスラエルの侵攻はほぼ全面的に肯定された。その後、2024 年 3 月にはニカラグアがドイツをジェノサイド防止義務を怠っているかどで国際司法裁判所に提訴した。さらに思想界では 2024 年に、イスラエルを批判するアメリカの批判理論家 N.フレイザーがケルン大学客員教授招聘を取り消される事件が起きた。それに対してベルリンの批判理論グループは反対意見を表明し、それに A.ホネット、H.ローザ、R.イエグギ等も支持を表明した。このようにドイツ批判理論は現在、混沌とした印象を与えている。今後の帰趨は検討を要するが、現在のイスラエルがパレスティナに対して行っている攻撃という事態は、歴史上のジェノサイドとの比較が可能となった時、その正当性は自ずと揺らいでくのではないだろうか。

3. 日本の戦後民主主義と歴史主体論争

日本の戦後民主主義を代表する丸山眞男は、戦前の日本でファシズムが起こった原因を、自律した近代的主体が未成熟であったことに求めた。しかし、E.フロムが語っているように、共同体の絆から解放された諸個人は、激しい不安と動揺を感じ、無力感にさいなまれ、逃避のメカニズムによって、他者と服従と支配の関係を作り出し共棲的な一体化を生み出す。このマゾヒズム-サディズム的性格がファシズムを支えた権威主義的性格である。このように近代的個人の転倒というべき事態を考えると、戦後民主主義が見落としていたものは、民衆のなかに潜在する権威主義・レイシズム・植民地主義・個人を支える成熟した政治文化の不在であったと言えるだろう。

戦後ドイツは様々な形で、戦争責任を負っていることを表明し、犠牲を強いられた国々に対して補償を行ってきたのに対して、日本は、アジアの諸国民に対する加害責任を十分果たしたとは言えず、謝罪や補償も不徹底のままだった。そのような日本に対して、アジアの諸国からは、例えば 1991 年に韓国の金学順ら 31 人が戦時中に「従軍慰安婦」にされたことを理由に日本に戦後補償を要求するなど、謝罪と補償を求める声が起こった。日本政府は折に触れ、謝罪と補償を行ってきたがそれはアジア諸国を十分納得させるものではなかった。そうしたなか日本でも、戦争責任・戦後責任を問うための「歴史主体論争」が起こった。それは、文学者の加藤典洋とフランス現代思想研究者高橋哲哉の間で行われた。加藤は、日本の三百万の死者をアジアの二千万の犠牲者よりも先に悼み、その哀悼をつうじてアジアの死者の哀悼・謝罪に至ることを主張した。それに対して高橋は、侵略者としての責任が哀悼によって曖昧にされてはならず、侵略者である自国の死者への責任とは、彼らとともにまた彼らに代わって、被侵略者への償いを、つまり謝罪や補償を実行することであるとした。加藤は、日本の戦前と戦後を連続させた上

《シンポジウム》

「戦後民主主義が見たもの／見てこなかったもの——記憶と黙殺の 80 年を問う」

で日本人共同体に帰属する主体を形成することを主張したのに対して、高橋は日本の戦前と戦後を分断したうえでアジア諸国と連帯する形で主体を形成することを主張したと言えるだろう。

4. 結びに代えて——現代日本における権威主義

日本の権威主義批判としては、いくつかの経験的研究が、日本の若者の中で F 尺度がけっして低くないこと、状況が悪化すれば日本的伝統をも重視した権威主義が勃興する可能性を指摘している。私たちのなかの内なる権威主義・植民地主義・レイシズムを問い直し、「他者」との対話の中で共通の「想起の文化」を育み民主主義を鍛えていくことが必須の課題だろう。

11月9日（日）報告要旨

《個人研究発表》 10:00～12:00

第1会場

小池直人（岡崎女子大学・非常勤） 10:00～10:30

グルントヴィの歴史—詩的ヴィジョン

市井吉興（立命館大学） 10:30～11:00

スポーツを「犯罪化」するポリティクスとは？：スポーツ犯罪学からのアプローチ

堀祐輔（立命館大学・院） 11:00～12:00

余暇開発センターの解散と地域共生社会：

「時間とは 幸せとは：自由時間政策ビジョン」再論

第2会場

木戸口正宏（北海道教育大学） 10:00～11:00

若者たちは「就職氷河期」をどのように経験したのか——2000年代における

若者たちの移行経験からみる「就職氷河期世代」という捉え方の意義と課題——

志田圭将（北星学園大学・院）・小島雅史（横浜国立大学・非常勤） 11:00～12:00

反—表象主義の倫理概念と権利観——発達をめぐる議論との関わりから——

第3会場

村下慣一（立命館大学・院） 10:00～11:00

「文明化」概念とその課題：

ノルベルト・エリアスとマックス・ヴェーバーとの対話

早野禎二（東海学園大学） 11:00～12:00

現在日本における学と知の危機

—フランクフルト学派の理論と思想の視点から—

《ラウンドテーブル》 12:15～13:15

☆「お隣の非正規公務員——地域を変える、北海道から変える」

川村雅則（北海学園大学）

☆若手研究者企画

☆地方短大の現状

《分科会》 13:30～16:30

第1分科会：地方部における青年のキャリア形成をいかにとらえるのか

報告：上原慎一（北海道大学）・山田愛子（北海道大学・院）

北海道における進路状況の変動について（共同報告）

丹田桂太（大分大学）

あらためて「ノンエリート青年」研究の意義を問い直す—「地方の若者」論に着目して

司会：杉田真衣（東京都立大学）

第2分科会：マルクスにおける人間と社会～実践的唯物論と物象化論の視点から

報告：渡辺憲正（関東学院大学・名誉教授）

マルクスの物象化論と唯物論

高田純（札幌大学・名誉教授）

実践的唯物論の射程と限界「フォイエルバッハ・第一テーゼ」をめぐって

司会：蓑輪明子（名城大学）

グルントヴィの歴史-詩的ヴィジョン

小池直人 Naoto KOIKE

(岡崎女子大学非常勤)

本報告は、デンマークのアイコンともいわれる思想家、N.F.S.グルントヴィ (Nikolaj Frederik Severin Grundtvig, 1783-1872) の歴史観が「歴史-詩的ヴィジョン」(historisk-poetisk Syn) と規定されることにかかわって、その輪郭を議論する。グルントヴィは聖職者、詩人、教育思想家、政治家など多岐にわたって活動したが、歴史家を自認することを好んだ。その歴史思想は、啓示宗教を背景的枠組としつつも、端緒と終局のある独自の人間の全人的発展(発達)史として、「学芸」(Vidskab)といわれる知に担われ、最広義の「学校」(Skole)において探求された。

その知は精神的なものと身体的なものとの(歴史的)相互作用のなかで、人間の暫定的アイデンティティーの到達点を「自己」(Selv)あるいは「魂」(Sjæle)として認め、その発達の究極において「神像」(Gudsbillede)を範型とする自己認識への到達をめざしている。この発達ヴィジョンがグルントヴィ派といわれる彼の同調者によって継承、拡散され、さらに、社会主義的発達論と共振しつつも高度な福祉国家の展開を通じて公的制度にも浸透したという仮説設定ができる。それは現代的には人文学(ヒューマニティーズ)ともいいうる知的圏域の意義に該当するが、しかしその特徴は、いわゆる教養市民層の権威主義的知圏に限定されず、むしろ民衆参加と歴史創造の知にアクセントが置かれ、その媒体として身体性と密接に結びつく「手と口」に言及がなされる。ただし、本報告では後者の「口」すなわち「ことば」(Ordet)の問題性に限定し、以下の三点に敷衍する。

第一にグルントヴィの「ことば」は「言語」(Sprog)と相対的に区別されるコミュニケーションのオーラル交換として、第一義的に「学芸」に共同的性格を付与する。そのさい同時代の言語起源論が参照され、精神性と身体性を統一するシンボリックな「ことば」原理論が提起される。第二に、「ことば」がたんに「知識」だけでなく、同時に「詩情」(Poesi)の概念と連携し、高度に調和的な理念的直観を参照すると同時に、その「病的性格」に対抗する最広義の知的営為として受け取られ、実践と参加を含む理念知への歴史的アプローチの形態を採り、彼固有の知識制度論の二重性が構成される。第三に、このアプローチは、「教会」、「国家」、「学校」という制度枠のもとでの知の三位一体範式の展開として法則的にとらえられ、「学校」は近代の統合的契機を担う制度として知的「コモンズ」を担保する制度と位置づけられる。

なお、これらの諸点の全体解明には、理論的、歴史実証的アプローチが必須になるが、本報告はまだ端緒的レベルにあるため、主題をグルントヴィの1800年代の日記、および1810年代の『デーンの防塁』誌のテキストに基づいて限定的に扱うにすぎない。彼の生涯の思想的展開の全体、およびデンマーク近現代のグルントヴィ受容史、現代の知的制度発展については、今後の研究課題としたい。

スポーツを「犯罪化」するポリティクスとは？

——スポーツ犯罪学からのアプローチ——

市井吉興 Yoshifusa ICHII

(立命館大学)

本報告の目的は、近年英語圏のスポーツ研究において注目されているスポーツ犯罪学の概要を紹介しながら、スポーツを「犯罪化」するポリティクスについて、スケートボードを事例に、分析を試みることにある。

スポーツ犯罪学という言葉から、何を想起するであろうか。ひとまず、簡潔に述べるのであれば、スポーツ犯罪学とはスポーツと犯罪との関係を考察することにある。とはいえ、スポーツと犯罪との関係と言っても、非常に多様で複雑な様相を示している。たとえば、具体的な事象として、サッカー関連の暴力や「フーリガン」、法律違反をするアスリート、ドーピング、競技団体やアスリートの汚職（買収や賄賂）、スタジアムにおける監視、ハラスメント、人種差別などである。

スポーツ犯罪学が理論的な基盤とする批判的犯罪学やそれに連なる文化犯罪学である。批判的犯罪学ならびに文化犯罪学とは、どのようにして「力のある者」が「力のない者」を服従させ、規制する法律をどのように作り、管理し、執行するのか、また、不平等、社会的公正、害悪を引き起こし、それらを永続させる権力関係を創出するダイナミズムを文化の次元も含めて捉えようとする。つまり、このような視点からスポーツを分析するスポーツ犯罪学とは、スポーツの構造や制度、スポーツ文化を構成する権力関係を明らかにするとともに、スポーツの在り方を再構成する糸口を探るものと位置づけたい。

周知のように、東京 2020 オリンピックとパリ 2024 オリンピックにおける日本のスケートボード・オリンピックの活躍は、多くの日本国民によって称賛され、公設のスケートボードパークの増設を後押ししてきた。その一方で、ストリートでのスケーターのスケーティングがメディアによって報じられ、今まで以上にスケーターが厳しく非難されることも増えてきた。さらには、スケートボードやスケーターをストリートからスケートボード専用の施設、つまり、スケートボードパークへと「囲い込む」ことを当然視する傾向も強まっている。

スポーツ研究に犯罪学的な視点を導入することのアクチュアリティとは、近代スポーツと社会規範との「適切な関係」を批判的に考察することにある。まさに、スケートボードは、近代スポーツと社会規範との「適切な関係」を動揺させるものと捉えられている。それゆえに、都市空間の秩序を形成するために、スケートボードを「犯罪化」することが検討され、実施されてきた。しかし、ストリートでのスケーティングが迷惑行為と認識され、その解決がスケーターのモラルやマナーに任されているようでは、ポスト東京 2020 オリンピックのスケートボード文化は醸成するのであろうか。そもそも、スケートボードは「犯罪」なのであろうか。

本報告では、スポーツ犯罪学という理論枠組みを参照しながら、都市空間の規制化や衛生化、近代スポーツのイデオロギーとの編み合わせに注目し、具体的な事例にも触れながら、スケートボードを犯罪化するポリティクスを検討する。

余暇開発センターの解散と地域共生社会
——『時間とは 幸せとは：自由時間政策ビジョン』再論——
堀 祐輔 Yusuke HORI
(立命館大学社会学研究科博士課程後期課程)

本稿の目的は、社会保障の重要な要素として法制化されてきた地域福祉・地域共生社会政策と同時期に展開されてきた自由時間政策の相補関係を明らかにすることである。

2025年5月厚生労働省は『『地域共生社会の在り方検討会議』中間取りまとめ』を公表した。「まとめ」では、地域住民同士で支え合っていく関係づくりの重要性やまちづくりなどの福祉以外の分野との協働の必要性、課題などが整理された。地域共生社会の実現に向けた提言もなされており、今後ますます「地域」の役割は強まることが予測される。

地域福祉・地域共生社会は1970年代から1980年代にその端緒を発している。1980年代の「日本型社会福祉」路線において「地域」は取り上げられ、1990年代の社会保障基礎構造改革を経て、2000年に社会福祉法に地域福祉が明記されるに至った。地域福祉は、同年に開始した介護保険制度のフォーマルな介護サービスだけでは十分に対応できない「制度の狭間」を家族、地域住民、NPOなどのインフォーマルな側面から補完するものとして位置づけられた。さらに、2015年に打ち出された地域共生社会では、生活保護法の前段階の支援策として制定された生活困窮者自立支援法との関連が強調された。これにより社会保障の4つの柱（1 社会保険、2 社会福祉、3 公的扶助、4 保健医療・公衆衛生）のうち、社会保険（介護保険）、社会福祉と公的扶助が「地域」と結びつけられることとなった。いまや「地域」は社会保障にとって不可欠な要素となっている。2020年の社会福祉法改正では、第4条に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」とする条文が加わり、地域住民の参加がいっそう強調された。

「地域」と社会保障が結ばれるにあたっては、政策に参加可能な個人の自由時間が想定されてきた。従前の福祉供給者であるフォーマル（国家・市場）に加えてインフォーマル（個人・家族・地域共同体）という政策視点を導入したのは1981年の経済企画庁国民生活局『福祉社会への選択』である。インフォーマルな福祉供給を強調し、供給者である人々の自由時間の確保を課題として示した。1983年の同庁同局の『自主的社会参加活動の意義と役割』では、「自主的社会参加」のために労働環境の改善を提起している。

1999年、財団法人余暇開発センターが解散直前に発刊した『時間とは 幸せとは：自由時間政策ビジョン』では、生活者個々人が追求するものは所得・消費水準の上昇で得られる「豊かさ」から多様な価値観に基づいた自己実現による「幸せ」に変化しているとされ、幸福追求のためには相互にケアし合う関係、自他にとって有益となる社会的に有意義な投資的な自由時間の使い方が重要であるとされた。同書が強調するのは、「個」中心の社会における自由時間の配分と相互ケアのためのコミュニティ構築の重要性である。

地域政策と並行して展開された自由時間政策は、個々人の幸福追求という側面からコミュニティの必要性を説くものであった。すなわち、自由時間政策は「地域」政策に適合的な人間の幸福という価値を再構築する役割を担ったのである。

若者たちは「就職氷河期」をどのように経験したのか
——2000年代における若者たちの移行経験からみる
「就職氷河期世代」という捉え方の意義と課題——

木戸口正宏 Masahiro KIDOGUCHI

(北海道教育大学)

近年、「就職氷河期世代」が、さまざまな形で着目されている。さまざまな統計資料から「就職氷河期世代」が直面した困難の実像を描き出した近藤（2024）をはじめ、労働政策研究・研修機構（2024）、堀（2024）、玄田（2023）など、ここ数年の間に、「就職氷河期世代」を対象とした研究が相次いで発表されている。政策的にも、2019年の「内閣府就職氷河期世代支援プログラム」の導入、2025年の関係閣僚会議の立ち上げなど、「就職氷河期世代」への支援が急激にクローズアップされている。

一方で、近年の国政選挙における、保守的・排外主義的な政党の躍進の要因として「就職氷河期世代」の投票行動が背景にあるのではないかなど、根拠に乏しい言説も広まっており、「就職氷河期世代」を、あたかも社会的な諸問題のあらゆる元凶であるかのように取り上げる議論も存在する。

近藤（2024）は「就職氷河期世代」が直面する就業上・生活上の困難について、「氷河期世代」に限定されたものではなく、続く世代もまた、雇用の不安定さや年収の低さなどを経験していることを明らかにした。こうした「就職氷河期世代」以降の若者たちが置かれている状況について、近藤は、時々の経済状況（好景気か不景気か）による一時的なものではなく、より構造的な変化が背景にあることを指摘している（近藤 2024）。

本報告では、まずこうした先行研究を整理しつつ、そこで何が明らかになっているのか、また理論的な課題はなにか、ということ整理する。と同時に、報告者がこの間関与してきた若年者を対象とした二つの移行調査のデータにもとづき、こうした世代が、それぞれの移行過程においてどのような経験をしてきたのか、それらは社会構造のどのような変化と関連しているのかについて、先行研究との比較・検討を行いながら、仮説的な枠組みを提示したい。あわせて、この間の「就職氷河期世代」をめぐる議論・言説が、人々が直面している課題や困難を、特定の年齢層や属性の人たちのみの課題のように描き出す傾向にあることを批判し、改めて構造的な問題として位置付け直す必要性も指摘したい。

引用・参考文献

玄田有史「就職氷河期とその前後の世代について—雇用・賃金等の動向に関する比較—」

<https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/publications/dp/dpj/pdf/j-245.pdf>

近藤絢子（二〇二四）『就職氷河期世代 データで読み解く所得・家族形成・格差』中央公論新社

堀有喜衣（二〇二四）「就職氷河期世代の困難を振り返る—二〇名のインタビュー調査から考える—」社会政策学会編（二〇二四）『社会政策』第一六巻三号、

https://www.jstage.jst.go.jp/article/spls/16/3/16_33/article/-char/ja/

労働政策研究・研修機構（2024）『就職氷河期世代のキャリアと意識 —困難を抱える20人のインタビュー調査から（JILPT 資料シリーズ No.272）』

<https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2024/272.html>

反－表象主義の倫理概念と権利観
——発達をめぐる議論との関わりから——

志田 圭将 Keisuke SHIDA

(北星学園大学大学院社会福祉学研究科・日本学術振興会特別研究員 (DC2))

小島 雅史 Masashi KOJIMA

(大原社会問題研究所兼任研究員・横浜国立大学非常勤講師)

今日、発達は人々にとっての権利であり、社会はそれを保障すべきであると広く認識されている。その一方で、従来の発達概念には理論的・実践的な問題提起が寄せられてきた。ミカリス・コントポディス (Kontopodis 2011) は、心理学や教育学において広く共有された発達概念が人文学・社会科学における「パフォーマンス的転回」を踏まえておらず、近代的な「表象」の認識論に基づくものとどまっていることを理論的に批判する。さらに、そうした発達概念に基づいた実践がしばしば「既定の可能性の実現」を志向するものとして既存の権力関係と抑圧的秩序の維持・再生産に帰結することを問題視する。コントポディスの研究を一例として、発達概念をめぐる近年の研究では、ドゥルーズ＝ガタリなどに由来する関係論的な思考に基づく「反－表象主義」(楠見 2024) 的立場から、発達を「生成変化 (becoming)」の文脈で捉え直す議論が提起され、発達概念の再考が促されてきた。

反－表象主義的立場からの提起は重要だが、そこには検討すべき課題があるように思われる。それは、この立場がいかなるアドボカシーの形態を提起しうるのであるのかという点である。従来の発達概念は、上記のような問題提起が寄せられる一方で、子どもの権利条約や障害者権利条約にみられるように、一定の社会的カテゴリーに割り当てられた人々に対し、発達の観点に基づく権利擁護の枠組みを提供してきた。もし、反－表象主義的立場がこれに代わる権利擁護の枠組みを提供できないのならば、その議論は既存の権利擁護体系の解体に帰結し、結果的に新たなかたちでの社会的不公正を生じさせることになりかねない。

そこで本報告では、発達をめぐる反－表象主義的議論からいかなる権利観を導き出さうのかを検討する。具体的な権利観の基盤となるものとして倫理に関する議論を手がかりとし、反－表象主義的な「倫理－存在－認識論」を提起する Barad (2007)、その教育分野での具体化を図る Lenz Taguchi and Bodén (2025)、関連する理論的背景から倫理的・政治的な議論を展開する Braidotti (2013) などの研究を参照しつつ、考察をおこなう。

【文献】

Barad, K., 2007, *Meeting the Universe Halfway: quantum physics and the entanglement of matter and meaning*. Durham: Duke University Press.

Braidotti, R., 2013, *The Posthuman*, Cambridge: Polity Press.

Kontopodis, M., 2011, "Enacting Human Developments: From Representation to Virtuality," Kontopodis, M., Wulf, C. and Fichtner, B. eds., *Children, Development and Education: Cultural, Historical, Anthropological Perspectives*. Dordrecht: Springer, 185-205.

Lenz Taguchi, H. and Bodén, L., 2025, *Development and Postdevelopmentalism in Studies on, to, with, for, by Young Children*, Palgrave Macmillan.

楠見友輔, 2024, 『アンラーニング質的研究：表象の危機と生成変化』新曜社

「文明化」概念とその課題

——ノルベルト・エリアスとマックス・ヴェーバーとの対話——

村下 愼一 Kanichi MURASHITA

(立命館大学大学院社会学研究科 博士後期課程)

報告者は、スポーツ社会学を専攻しており、とりわけエリアス学派やフランクフルト学派の方法論に関心を寄せてきた。とりわけ、現在執筆中の博士学位請求論文では、「合気道」のグローバリゼーション・プロセスを説明する補助線として、ノルベルト・エリアスの「文明化の過程」論を援用している。

本報告では、その「文明化の過程」論を構成する「文明化」概念に関する学説史的な検討を研究経過報告として紹介したい。

報告者は、日本武道の「文明化の過程」を描くような場合、エリアスの「文明化」概念の解釈を、従来の解釈から距離を置き、適宜読み替えていく作業を要するという結論に至った。たとえば、「記録の追求」を徹底する近代スポーツの「文明化」の分析視角は、広義には格闘技に分類される特徴を持ちながらも、「試合を拒絶する（記録更新や勝利の場の排斥）」合気道のような文化には完全に適合するわけではないだろう。しかし、先行研究群では、西欧社会と日本社会における「文明化」の類似性を重視するために、「文明化」を直接援用しようとしてきた。報告者は、この態度に対する懐疑性から学説史的な検討に着手した次第である。

なお、日本においてエリアスをめぐる体系的な学説史研究は、坂なつこ、市井吉興、内海博文、奥村隆らが1990年代から2000年代初頭にかけて展開してきた。しかし、これらの先行研究群の関心はエリアスの「文明化」概念の解釈上の異同に着目し、類型論的に整理された解釈群における解釈上の課題を提起することに向けられたものではなかった。

そこで報告者が着目したのは、マックス・ヴェーバーの「合理化」および「合理主義」に関する学説史的研究である。折原浩やその弟子たちによるヴェーバー解釈は、エリアスの「文明化の過程」論を再構成するうえで非常に示唆的な鋳型になりうる、と認識している。

そこで本報告では、エリアスとヴェーバーとの対話を通して、類型論的に整理された「文明化」概念の解釈群とその課題について、報告する。

本報告では、エリアスの「文明化」概念に関する概要を整理したのち、マックス・ヴェーバー研究に依拠して、「文明化」概念を再考する。そのうえで、「文明化」概念の再構成を図るうえで検討すべき課題として、「距離化」という方法論的態度に言及する予定である。最後に、類型論的に整理された解釈をもとに、今後の解釈上の展望について言及した。

現在日本における学と知の危機
——フランクフルト学派の理論と思想の視点から——

早野 禎二 Teiji HAYANO
(東海学園大学)

現在の日本社会の文化的・知的な状況は危機にあるのではないか。知の衰退ともいうべき状況が、急速に進みつつあり、それが直接には見えないが社会の基盤となるものを少しずつ蝕みつつあり、危機となって表れてきているように思われる。何のための学問、何のための大学ということは今問われているように思われる。

現在の知と学の危機は直接的な思考、即役に立つかどうかということがその価値判断の基準になっていること、深い反省的な思考、想像力が失われ、社会に対して批判的な思考や理論が収縮しつつあることにあると考えられる。学問や研究は、実証性とエビデンスが第一とされ、個々の専門領域に細かく分業され、全体の構造そのものを批判的にとらえる知は後退しつつある。哲学や思想は形而上学的だとして批判される。

この問題は、すでに1930年代にフランクフルト学派のホルクハイマーが「伝統的理論と批判的理論」(1937年)の中で論じている。実証主義あるいは形而上学的思考のどちらにおいても主体と客体は分離され、社会は認識主体にとっては所与としてある。これらに対して、社会そのものを批判的な態度でとらえる批判理論が論じられる。

フランクフルト学派は、近代合理主義、資本主義経済システム、大衆社会状況と文化の問題に焦点を当てた。それは、近代における進歩と退歩の両義性を問題とした当時のドイツの思想状況と関連している。シュペングラー『西欧の没落』(1918年)ハイデgger『存在と時間』(1927年)カール・マンハイム『イデオロギーとユートピア』(1929年)フッサール『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』(1936年)は、西欧の知と文化の伝統の危機という問題意識を共有している。ハイデggerはフライブルク大学の総長就任に際して「ドイツ大学の自己主張」(1933年)の講演を行い、ナチスにコミットしていく。

フランクフルト学派はアメリカに亡命し、批判理論を展開し、道具的理性批判、権威主義的パーソナリティ、反ユダヤ主義研究を行っていく。それらは『啓蒙の弁証法』の中に結実し、文化産業論が展開される。感性の多様を悟性の普遍に統括するカントの図式論は、人々の協働ではなく、文化産業によってあらかじめ用意されたものを大衆が消費する中に現われる。教養や反省的な思考、想像力は失われ、ハウツー本が好まれるようになる。

個を全体に位置づける理性は失われ、個人の自己保存のみを目的とする道具的理性が、支配的になる。人々は直接的なものを志向し、深い洞察や愛の対象を失い、夢も歴史も持たず、記号化されたオリエンテーションに従う「一次元的人間」となる。人間の道徳性や良識は失われ、パラノイア的な偏見が攻撃性や暴力性を帯びて野蛮として噴出してくる。啓蒙は野蛮に転化し、道具的理性と結びついて、第二次世界大戦の破壊へとつながっていった。

戦後、福祉国家と国際協調体制によって経済成長が生まれ、危機は一時回避されたかのように思われたが、現在再び、経済、政治、文化の同時危機という1930年代の状況に回帰しつつある。問題は根本的に解決されていないと考えるべきであろう。

フランクフルト学派の理論を参照しつつ、現在の日本の知的状況を批判的にとらえ、危機の乗り越えの方向性をどこに見出していくのかを考えていきたい。

《第1分科会》

地方部における青年のキャリア形成をいかにとらえるのか

北海道における進路状況の変動に関する一考察

上原慎一 Shinichi UEHARA

(北海道大学教育学研究院)

山田愛子 Aiko YAMADA

(北海道大学教育学院博士課程)

本報告は北海道を事例に、統計的に確認できる時点からの進学動向の変動（中卒、高卒、進学、就職、各種・専門学校進学）を地域別特徴に留意しながら明らかにするとともに（上原）、現代における「地方の高校」の進路実態を詳細に分析する（山田）。

1. 進学動向の歴史的・地域的特徴（上原）

報告者（上原）はこれまで、「地方の若者にとっての職業教育訓練」に大きな関心を持ち、上原（2017）、上原・鈴木（2020）、廣森・宋・上山・上原（2022）で、北海道のみならず青森県、山形県、長崎県の動向を分析してきた。また、特に北海道についてはかなり以前から支庁・振興局別のデータが公表されており、他県に比してより詳細な地域別データが入手しやすい。以上を踏まえて北海道の特徴を概括的に述べるとするならば、「北海道における中卒後、高卒後の進路の変化は、他県に比して比較的大きい。また、多様な地域から構成されていることにより、地域ごとの違いも大きい」という事ができる。より具体的には中卒後の進路における高校以外の占める割合が相対的に高く、また大学進学の上昇率は鈍く、それをカバーするように専門学校進学が急増する時期も生じていた。また、近年札幌を含む石狩圏への集中は著しいが、時期をさかのぼれば地域格差はそれほど大きくはなかった。進学率の上昇とともに一定の規模を持つ地方中核都市（総合振興局所在都市）やそれ以外の地方都市の機能は分化して今日に至っている。

以上は1970年代中葉から2010年代中葉のデータを分析した結果であるが、本報告はそれより前の時代（1950年代～70年代）と2016年以降のデータを男女別の相違を含めて分析する。

2. 非都市部における若者の進路選択とキャリア形成（山田）

本研究の目的は、北海道の非都市部で生まれ育った若者の進路選択時の経験を描くことで、彼らの進路意識やキャリア形成にはどのような特徴がみられるのかを明らかにすることである。

現在の日本では、大学進学希望の有無が世帯年収に左右される傾向は大都市圏よりも地方で強いこと（朴澤2024）に加え、地方では高等教育機関への自宅通学の選択は限定されていること（小林2009）のように、地方の若者は進路選択時に制約を受けやすいといえる。

若者の進路が出身地域によって水路付けられているという指摘（吉川2001）を踏まえると、非都市部の若者の進路選択を理解するためには、当事者の視点に注目し、彼らの経験を詳細に描く必要があると思われる。そこで、本研究では、北海道の非都市部に立地する高校の卒業生である若者17名（男性9名・女性8名）を対象に半構造化インタビューを行い、進路意識やキャリア展望について聞き取りを行った。

主な知見として第一に、短大・専門学校に進学した若者は、明確な資格志向が地元

《第1分科会》

地方部における青年のキャリア形成をいかにとらえるのか

を出て進学する決断に結びついていることが明らかになった。具体的に、就職では地元に戻ることを念頭に置いて、短大の保育系学科に進学した女性のように、高校時点で就職後の見通しを具体的につけている傾向にあった。第二に、大学進学者においては資格取得を目的として大学に進学した者と、明確なキャリア展望は未定であるが進学した者に二極化する傾向がみられた。

以上を踏まえると、非都市部の高校から短大・専門学校に進学した若者は、大学に進学した若者と比較し、高校時点から将来のキャリア展望や居住地が明確である傾向が強いと思われる。今後の課題として、若者の性別が進路選択時の経験やキャリア意識に与える影響に注目する必要がある。特に、女性の地元志向の強さに目を向け、非都市部の女性に固有の進路選択時の経験やキャリア形成にはどのような特徴がみられるのか明らかにすべきである。

<参考文献>

- 上原慎一,2017,『『学校基本調査』における専修学校関連データの推移に関する一考察』『北海道大学教育学研究院紀要』128, pp.41-54. <http://hdl.handle.net/2115/66769>
- 上原慎一・鈴木日向子,2020,「長崎県・山形県における専門学校進学の実態について」同上, 137, pp.241-258.
<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/80272>
- 廣森直子・宋美蘭・上山浩次郎・上原慎一,2022,「青森県における高卒後の進路状況に関する研究」同上, 140, pp.337-351.
<https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/86269>
- 上山浩次郎,2020,「北海道内の高等教育機会の地域間格差」『教育学の研究と実践』15, pp51-62.
- 吉川徹, 2001,『学歴社会のローカル・トラック—地方からの大学進学』世界思想社.
- 小林雅之, 2009,『大学進学の世界—均等化政策の検証』東京大学出版会.
- 朴澤泰男, 2024,「少子社会日本における高等教育へのアクセス—大学進学・選択行動の地域的差異から考える—」『名古屋高等教育研究』24, pp.223-242.

《第1分科会》

地方部における青年のキャリア形成をいかにとらえるのか

あらためて「ノンエリート青年」研究の意義を問い直す
—「地方の若者」論に着目して

丹田 桂太 Keita TANDA

(大分大学)

1990年代半ば以降の雇用情勢の変化は、若年世代の労働はもとより、生活そのものの環境を変容させてきた。そして同時期の「青年」や「若者」をめぐる諸研究もまた、こうした雇用情勢の変化に伴う若年世代の困難に焦点を当てながら（その解釈は多様にあれども）展開してきた。こうした研究動向の中で、「青年」や「若者」がたどる「移行」経験に着目し、そのありようを具にとらえていくため方法論を提示したのが、中西・高山編（2009）による「ノンエリート青年」研究である。高山によれば「ノンエリート」という概念は、「典型的」で「平均的」とされる「日本型雇用」を基盤にしたライフコースを展望できない人々を「層」として把握することを目指すもの」（高山 2009: 353）と定義される。この「ノンエリート」概念により、「日本型雇用」を前提とした標準的なライフコースの埒外に置かれた青年たちを「逸脱者」としてではなく、限られた資源の中で「なんとかやってゆく」世界を構築する「航海者」（中西 2009）として捉える回路が開かれたと言える。

一方で同時期、若者研究は地域性に目を向けるようになる。端的にそれは、「地方圏」への注目であったといえる。ここには主に2つの研究群がある。一つは、「地方圏」の構造的不利益の存在を量的・質的手法によって明らかにし、教育機会や雇用機会の不足を指摘しながら、「地方圏」での新たな雇用創出や公的な支援体制の充実の必要性を論じるものである（阿部・石井・宮本ほか 2017 など）。もう一つは、「地方圏」の若者を「都市に移動できなかった存在」あるいは「地方圏」という環境に一方的に規定される存在」として表象するのではなく、ローカルな社会状況に埋めこまれたキャリアや移行の経験を歩む存在として、そのあり様を具に描き出すものである（尾川 2018、窪田 2012 など）。後者の研究群は、「地方」という場において個別具体的かつ文脈依存的にキャリアや移行を経験している青年たちの「非典型性」に注目しているという点で、「ノンエリート青年」研究の系譜に位置づけることができるだろう。両者はいずれも、これまで十分に顧みられることのなかった「地方圏」という地域性に焦点を当て若者論を展開してきた点で意義を持つが、前者は政策的課題を提示しつつも、人びとの生活世界に根差した社会的連帯をめぐる課題には十分応答できておらず、後者は文脈依存的な「厚い記述」（クリフォード・ギアツ）を通じた青年の主体性を描き出す一方で、社会構造的変革への接続が限定的であるという課題を抱えている。

他方で近年、「ノンエリート青年」研究が展開するに至った社会状況が変わりつつあるという背景もある。周知のとおり、2010年代以降は、コロナ禍をはさみ、実質賃金は上がらないながらも失業率の低下と有効求人倍率の上昇がみられ、若年労働市場は売り手優位に転じた（中澤 2024）。しかし実際には、地域差に依存する進路選択の制約や、「地元」ととどまらざるを得ないキャリア展望など、「地方の若者」の周縁化という事態は未だに根強く残存している。したがって「ノンエリート」青年研究は、今日の青年／若者理解においても依然として有効な視座を提供しうる。

ただし、こうした実証研究が直ちに制度的対応や社会的なアクションに直結するとは限らない。新谷周平（2011）はこの点を鋭く指摘し、研究と、その成果による社会課題の解決とのあいだに横たわるギャップを「社会的なるもの」の不在に見ている。本報

《第1分科会》

地方部における青年のキャリア形成をいかにとらえるのか

告において「社会的なるもの」は、新谷（2011）を参照しつつ、既存の政治・行政システムや政治的介入だけでは解決できない困難に対し、人々のあいだに信頼を媒介とするコミュニケーションを生成し、公共性の基盤を形成していく営みを指す。「ノンエリート青年」研究が描き出してきた、周縁化された青年たちの「社会技法」（中西 2009）や、周囲の他者や環境との日常的な「交渉」（丹田 2019）、生活世界における「文化」（高山 2009）のあり様は、この「社会的なるもの」の形成に向けた基盤と捉えることができるのではないだろうか。

以上から本報告では、「ノンエリート青年」研究が展開してきたミクロな実践を、「社会的なるもの」の形成基盤とみなしながら、「地方の若者」論の今後の展開の可能性を検討したい。

参考文献

新谷周平（2011）「実証研究の成果は何を社会にもたらすのか？—システム間の連関の観察と「社会的なるもの」構築へのコミュニケーションの接続—」『千葉大学教育学部研究紀要』第59巻、p. 134-150。

尾川満宏（2018）「若者の移行経験にみるローカリティー仕事、家族、地元のリアリティをめぐる社会＝空間的アプローチの可能性—」『教育社会学研究』102、p. 57-77。

窪田玲奈（2012）「“地方の地方”における若者の「地元つながり」：夕張高校OB・OG調査を基に」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』115、p. 17-56。

丹田桂太（2019）「「地方の若者」のキャリア選択の契機に寄り添うために」『人間と教育』102、p. 124-129。

中澤高志（2024）「若者・地域と社会問題の位相」『社会政策』16（3）、p. 46-60。

中西新太郎・高山智樹編（2009）『ノンエリート青年の社会空間 働くこと、生きること、「大人になる」ということ』大月書店。

《第2分科会》

マルクスにおける人間と社会～実践的唯物論と物象化論の視点から

マルクスの物象化論と唯物論

渡辺 憲正 Norimasa WATANABE

(関東学院大学名誉教授)

本報告の課題は、第1に、マルクス物象化論におけるコアの論点をなす〈物象の人格化と人格の物象化〉を考察し、第2に、この考察にもとづいて、戦後の社会科学研究あるいは唯物論研究が論じてきた「社会科学と人間」のテーマに関する問題提起を行うことにある。

物象化を物象（貨幣・資本等）に媒介された諸関係の形成と了解し、貨幣・資本等の理論的把握で十分に事足りるというのであれば、それをあえて「物象化」と規定し直して論ずる必要はどこにもないであろう。では、貨幣・資本等に媒介された諸関係の形成を「物象化」として問題とする特別な意味とは何か。私見によれば、それが〈物象の人格化と人格の物象化〉である。

物象の人格化は、商品→商品占有者、貨幣→貨幣占有者、資本→資本家、労働→労働者など、人格が物象の担い手として現れる「物象の擬人化」を表す。問題は人格の物象化である。人格の物象化は、概して対表現をなす物象の人格化から切り離して解釈され、諸研究に共通理解は存在しない。人格の物象化とは、私見によれば、物象の人格化と相即して人格が物象の論理に囚われ——人格が物象と化し——人格変容を起こす事態として解釈される。すなわち、商品・貨幣関係、資本関係の形成を前提として、個人（人格）が貨幣欲求、致富欲、黄金渴望、剰余価値欲求などを形成し、それに囚われる事態、そしてそれによって「カネの亡者」「価値増殖の狂信家」などの人格変容をもたらす事態を指す。商品・貨幣・資本は物象の人格化によってそれぞれの人格的担い手をつくり出し、同時に人格の物象化により物象による人格支配あるいは物象による人格変容をもたらす。かくて物象化は直接に、あるいは根底的に人格を規定する根拠となる。そしてそれゆえに、商品・貨幣関係、資本関係等の形成は「物象化」として概括され、問題とされるべき意味があると考えられる。

ところで、人格の物象化によっては個人の二重化が起こる。すなわち、貨幣欲求、致富欲等に囚われる形態的側面（人格の物象化）と人格のもつ個性性にもとづく実体的＝本質的側面とが各個人に現れるという二重化である。私見によれば、かくて二重化された人格の在り方にマルクスのいう独自の「疎外」が現れる。この意味で、〈物象の人格化と人格の物象化〉は必ずや疎外を引き起こすのであり、それゆえにこそ、マルクスは〈物象の人格化と人格の物象化〉を問題とした。にもかかわらず、この位相が明示的に問題とされることは研究史において少なかったのではなかろうか。これまで、物象化論の研究史では、主として商品・貨幣・資本が帯びる呪物化ないし呪物崇拜が問題とされることによって、かえって人格変容の事態が不問に付されてきたように思われる（以上は、拙著『マルクス物象化論の研究：貨幣・資本と人格変容』にもとづく再論であること、予めご了解下さい）。

この事情は、戦後の社会科学やマルクス主義ないし唯物論でも基本的に変わるころはない。本報告の後半では、大塚久雄や山之内靖らが論じた「社会科学と人間」のテーマに即して戦後の社会科学ないし唯物論研究による物象化論の位置づけを考察し、それがいかに人格変容の事態に接近したのかについて検証を行う。

実践的唯物論の射程と課題

——『フォイエルバッハ・テーゼ』をめぐって——

高田 純 Makoto TAKADA

(札幌大学名誉教授)

1 実践的唯物論の意義と限界

長い間レーニン・スターリンの影響のもとでマルクス思想の客観主義的な理解が支配的であったが、60年代中頃に実践的唯物論に注目されるようになった。70年代には日本では、マルクスが実践的唯物論の立場に立つことを多数の研究者が認めるようになったが、実践的唯物論が唯物論的歴史観にだけでなく、唯物論的世界観および認識論にも関係するかどうかをめぐって理解の相違が生じた。また、実践的唯物論において人間の自然にたいする能動的関係が強調されたことは重要であるが、今日の地球環境の破壊が拡大するなかで自然による人間の活動の制約があらためて問題になっている。実践的唯物論が問題をどこまで考慮するかが重大な課題になっている。

2 『フォイエルバッハ・テーゼ』における実践的唯物論の意味

実践的唯物論の立場は『フォイエルバッハ・テーゼ』、とくに第1テーゼで主張された。そこではつぎのようにいわれる。「これまでの唯物論」の「主要な欠陥は」、「対象」が「客体の形式のもとでのみ捉えられ」、「実践として主体的に捉えられていないことである。」このテーゼをめぐる議論における争点の1つとなったのは、認識において自然を実践として主体的に捉えられるかどうかである。実践によって改変された自然が認識の対象となることには問題はないであろう。問題は、まだ実践的に改変されない自然にたいして認識が能動的に作用するかどうかである。実践にさいして将来の自然の変化、人間と自然との関係のあり方は認識によって先取りされる。実践的にまだ改変されていない将来の自然も認識の対象となり、人間の生活圏に編入されるという意味で、「主体的、実践的に」捉えられるといえるであろう。

3 自然環境による実践の制約

今日産業が深刻な地球環境の破壊をもたらしており、自然への人間の実践的作用の限界が厳しく問われている。『資本論』では、人間と自然との「物質代謝（素材交換）〔Stoffwechsel〕」を自然自身における「物質代謝」に適合させることがめざされる。いい替えれば、人間と自然との物質的相互作用を自然自身の物質循環の枠内で発展させることが必要になっている。自然の目先の局部的な改変の結果、自然の循環の攪乱が引き起こされており、これに替わって、自然循環の内部で生産力の発展の可能性を追求することが課題となっている。「人間は自然に服従することによって、自然を支配する」という F.ベーコンの主張は、個々の点での、自然の運動法則の認識に従った自然の運動の技術的制御という狭い意味にだけでなく、自然全体の運動に適合した自然力の意識的利用という広い意味に理解されるべきであろう。ここでは自然にたいする人間の受動性と能動性が結合されているといえる。